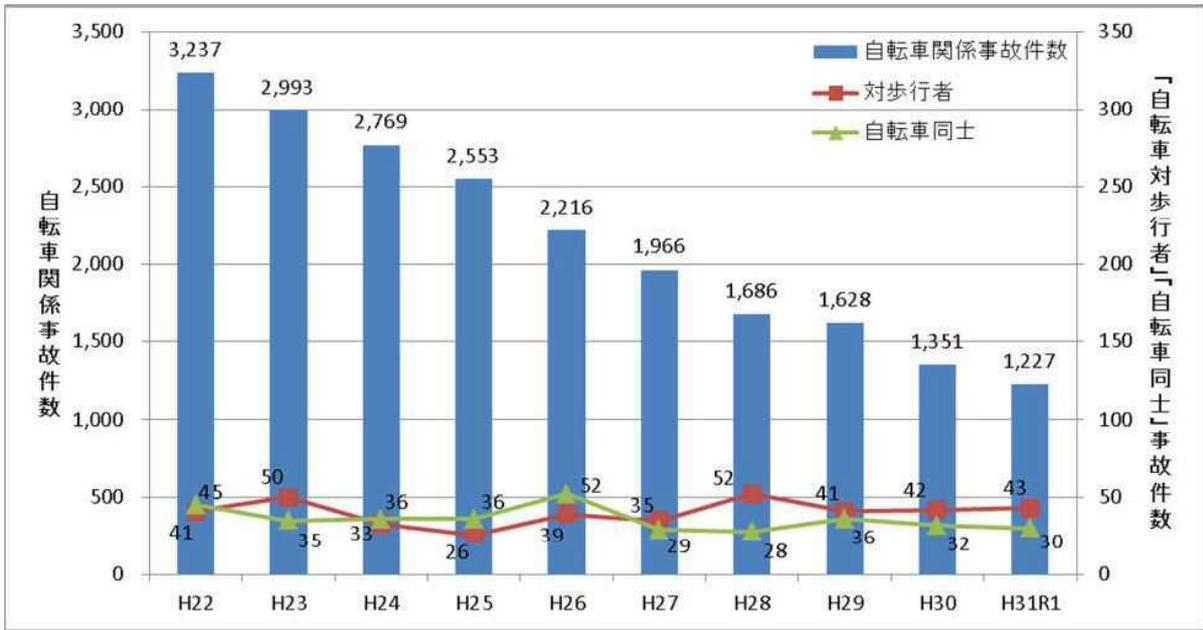


自転車損害賠償責任保険等に係る現状と課題について

1 県内の自転車事故発生状況

- 広島県内の自転車に関連する事故の件数は近年は減少傾向であり、平成 31（令和元）年の件数は平成 22 年と比べ約 62%減少している。
- 一方で自転車対歩行者及び、自転車同士の事故は、近年は横ばいで、自転車事故総件数に占める割合は増加している状況であり、自転車事故に対する対策を講じていく必要がある。



【広島県警察からの提供数値を基に作成】

2 全国の高額賠償事例

- 近年、自転車事故の加害者に対して高額な損害賠償を命じる判決がなされる事例がみられる。自転車利用者が個人賠償責任保険等に加入していない場合は、賠償がなされず問題となっており、被害者の救済のために自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する必要がある。

判決認容額	事故の概要
9,521 万円	男子小学生（11 歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62 歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。（神戸地方裁判所，平成 25 年 7 月 4 日判決）
9,266 万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24 歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。（東京地方裁判所，平成 20 年 6 月 5 日判決）
6,779 万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性（38 歳）と衝突。女性は脳挫傷等で 3 日後に死亡した。（東京地方裁判所，平成 15 年 9 月 30 日判決）
5,438 万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性（55 歳）と衝突。女性は頭蓋内損傷等で 11 日後に死亡した。（東京地方裁判所，平成 19 年 4 月 11 日判決）
4,746 万円	男性が昼間、赤信号を無視して交差点を直進し、青信号で横断歩道を歩行中の女性（75 歳）に衝突。女性は脳挫傷等で 5 日後に死亡した。（東京地方裁判所，平成 26 年 1 月 28 日判決）

【出典：一般社団法人日本損害保険協会】

3 全国の都道府県の制定状況

- 自転車の利用者に対し、保険加入を義務付ける自治体が全国的に増えており、12月時点で、19都府県で義務化、10道県で努力義務化する条例が公布されている。
- 自治体ごとに、保護者、事業者、自転車貸付業者にも保険加入の義務、または、努力義務を課している。
- 保険加入を義務化した自治体の加入率の推移を見ると、義務化後に、加入率が増加しており、義務化が加入促進に有効であると考えられる。

自転車利用者の 保険加入 義務化	19都府県
	山形県、宮城県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、愛媛県、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県
自転車利用者の 保険加入 努力義務化	10道県
	北海道、茨城県、千葉県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、香川県、熊本県

	保険への加入				加入の確認			
	自転車利用者	保護者	従事者に自転車を利用させる事業者	自転車貸付業者	小売業者	学校	自転車貸付業者	事業者
義務化	19	18	18	17	7	0	2	0
努力義務化	10	7	9	8	14	10	0	9
規定なし	0	4	2	4	8	19	27	20

※全ての自治体で罰則規定はない。

(令和2年12月23日現在)

全国の自治体の保険加入義務化後の加入率の推移

自治体名	条例施行時期	加入率						調査方法
		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	
埼玉県	2018年4月1日	-	-	49.7%	-	64.3%	69.2%	インターネットによるアンケート調査(直営)
京都府	2018年4月1日	-	60.7%	61.7%	69.5%	79.4%	-	インターネットによるアンケート調査(直営)
大阪府	2016年7月1日	-	41.8%	45.9%	67.4%	-	-	街頭アンケート インターネットによるアンケート調査(委託)
兵庫県	2015年10月1日	-	-	60.0%	64.7%	67.9%	68.5%	街頭アンケート
鹿児島県	2017年10月1日	-	-	-	44.5%	63.1%	-	県主催のイベント等によるアンケート調査
仙台市	2019年4月1日	-	-	35.5%	41.5%	53.0%	57.8%	街頭アンケート インターネットによるアンケート調査(委託)
さいたま市	2018年4月1日	-	-	-	-	47.0%	72.0%	街頭アンケート インターネットによるアンケート調査(直営)
相模原市	2018年7月1日	-	-	38.7%	-	43.3%	58.3%	他部署で実施している「市政に関する世論調査」において、調査項目の一つとして調査している。
名古屋市	2017年10月1日	-	34.0%	-	59.1%	74.4%	81.7%	インターネットによるアンケート調査(直営)
京都市	2016年10月1日	-	-	35.7%	60.0%	81.0%	83.0%	街頭アンケート インターネットによるアンケート調査(委託)
堺市	2016年7月1日	38.9%	60.6%	72.4%	68.3%	72.6%	74.9%	市政モニター(市民へインターネットと郵送によるアンケート調査・委託)

施行前 施行後

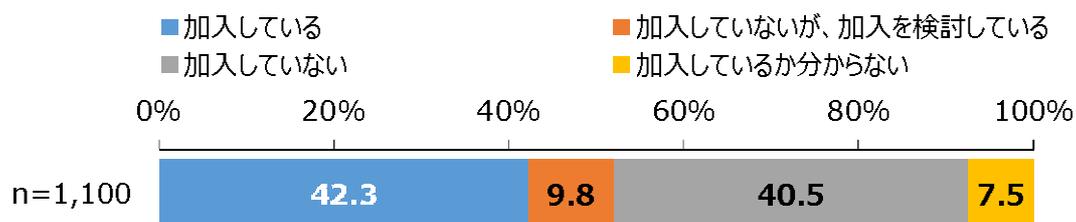
【出典：国土交通省】

4 県民の自転車損害賠償責任保険への加入状況

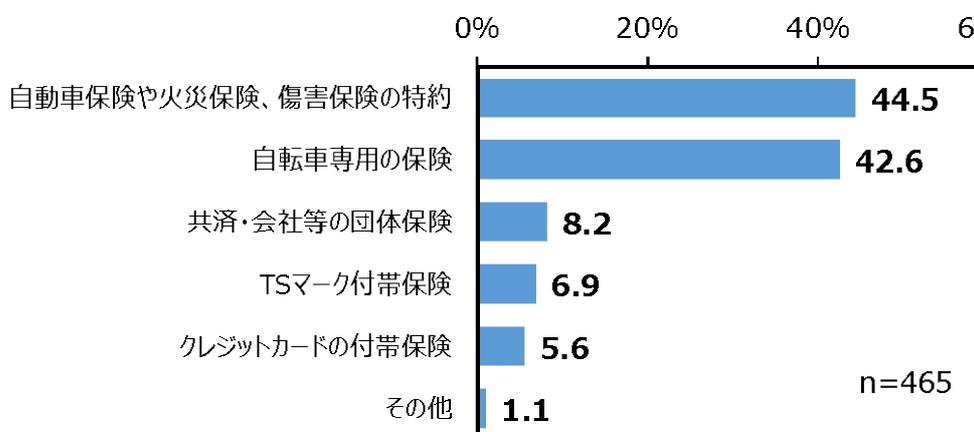
- 広島県民を対象に実施したアンケートでは、損害賠償責任保険に加入していると答えたのは、自転車を利用する方の42.3%で、加入を義務化している自治体と比べると低い。
- 保険に加入していない理由は「加入の必要性を感じないから」が44.5%と一番多い。保険加入を義務化するとともに、自転車事故の危険性や、事故を起こした際に高額賠償が発生する可能性を発信し、加入の必要性を感じてもらう必要がある。
- その他、保険に加入していない理由として、「どういう保険に入ればいいのかわからないから」「保険への加入方法がわからないから」「保険があることを知らなかったから」と答えた人もおり、保険加入の必要性及び保険の種類や選び方など、わかりやすくアナウンスする必要がある。

- ・調査方法：WEBによるアンケート
- ・調査期間：令和2年11月～12月
- ・対象者：広島県全域の自転車を利用する18～79歳の男女
- ・サンプル数：1,100人

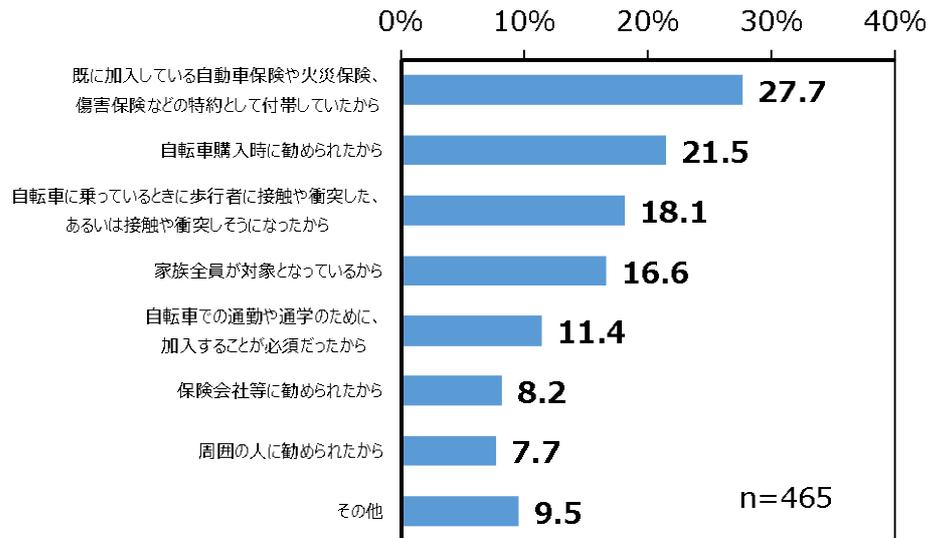
問 あなたは自転車損害賠償責任保険へ加入していますか。



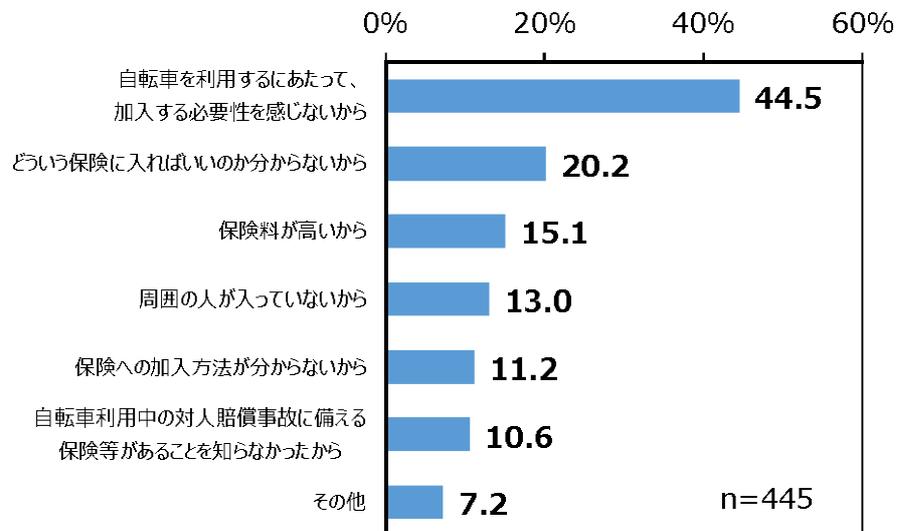
問 あなたが加入している自転車損害賠償責任保険の種類を教えてください。(複数回答可)



問 あなたが自転車損害賠償責任保険に加入したきっかけは何ですか。(複数回答可)



問 自転車損害賠償責任保険に加入していない理由を教えてください。(複数回答可)



5 保険の加入促進の取組について

○ 県としてもこれまで、関係団体と連携し、保険加入の促進に向けて以下の取組を行っている。今後、これらの取組を行う際に、併せて義務化を周知することにより、更なる加入の促進を図る必要がある。

- 5月の「自転車マナーアップ強化月間」における啓発
 - ・啓発ポスター・チラシの作成
 - ・自転車安全利用街頭キャンペーンの実施
- 自転車損害賠償責任保険等の加入状況チェックシートの作成，県ホームページへの掲載
- 「自転車安全教育指導員」を対象とした講習会の開催

歩行者を 気づかう心で 踏むペダル

令和2年度広島県
「自転車マナーアップ
強化月間」スローガン



5月は
自転車
マナーアップ
強化月間

毎月1日は
自転車安全
利用の日

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子供はヘルメットを着用

夕暮れ時・夜間はLEDライト
や反射材用品を活用して交
通事故から身を守りましょう。

広島県警察反射材活用
促進キャラクター
キラリ☆マン



万が一
に備え

自転車保険に 加入しましょう

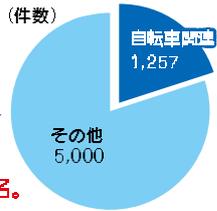
自転車保険について、詳しくは裏面をご覧ください。



広島県における自転車が関係する交通事故の状況(令和元年)

●総事故件数(6,257件)に占める自転車関連事故件数の割合

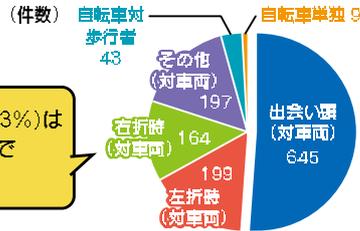
自転車関連が全体の20.1%を占める。



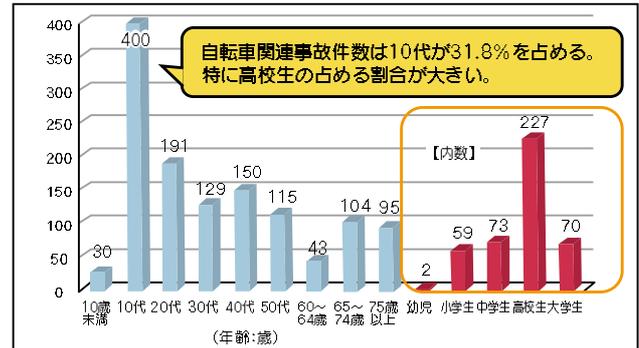
※令和元年中の自転車事故死者数は6名。

●人傷事故発生状況

事故の過半数(51.3%)は出会い頭(対車両)で起きている。



●年齢層別の自転車関連人傷事故件数



(広島県警察本部交通企画課)

万が一に備え

自転車保険に加入しましょう



近年、自転車利用者の、赤信号無視、車道の斜め横断、夜間の無灯火、携帯電話を操作しながらの運転、下り坂でスピードを落とさず交差点に進入するなどのルール違反等により、**自転車が加害者**となる交通事故を引き起こしています。

被害者が死亡したり重篤な後遺障害が生じ、高額な損害賠償を命じられる判決が多数出されています。なかには、**9,000万円を超える**事例もあります。

自転車保険には様々な種類があり、それぞれカバーする補償内容が違います。

- 補償内容は、「自分のケガ」を対象とするものだけでなく、「相手への賠償」を含むもの(賠償責任保険)なのか、補償内容を十分確認して、加入してください。
- 自転車保険には、保険会社が提供する自転車に特化したものだけでなく、自動車保険や火災保険の特約として付帯しているもの、(公財)日本交通管理技術協会のTSMマーク付帯保険、(一財)全日本交通安全協会の提供するものなどがあります。

禁止事項

(広島県道路交通法施行細則による)

罰則

5万円以下の罰金

- 交通の頻繁な道路での**スマートフォン等の使用禁止**
物を持つなど安定を失うおそれのある方法での運転は違反となります。
- 大音量での**イヤホン等の使用禁止**
音楽を聴くなど、安全運転に必要な音や声が聞こえない状態での運転は違反となります。



自転車安全利用五則を守りましょう

1

自転車は、**車道が原則、歩道は例外**

3

歩道は**歩行者優先**で、**車道寄り**を歩行

5

子供は**ヘルメット**を着用

2

車道は**左側**を通行

4

安全ルールを守る

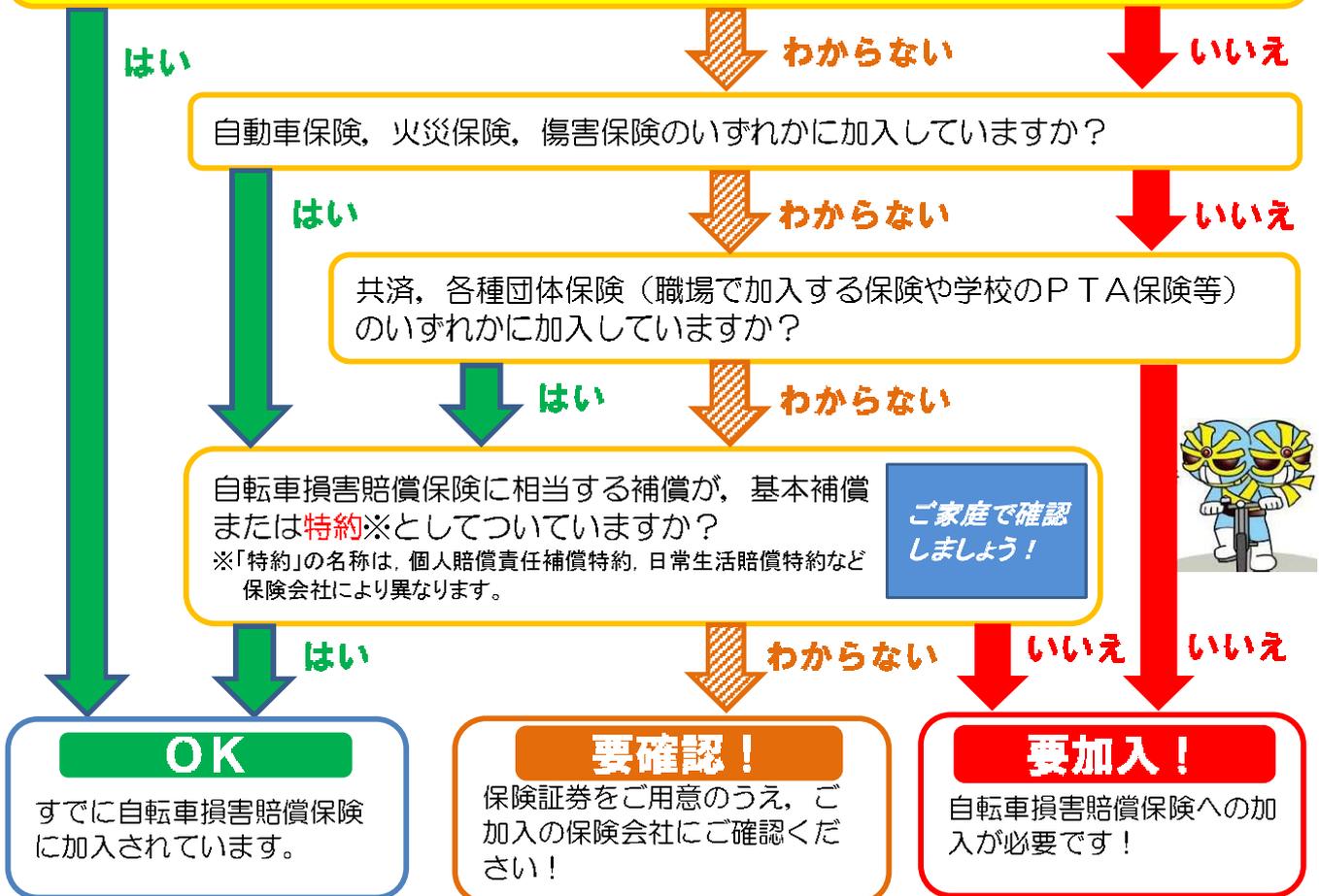
- 飲酒運転の禁止
- 二人乗り・並進の禁止

夜間はライトを点灯
 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

自転車損害賠償責任保険等の加入状況チェックシート

自転車を利用されるなら、この機会にチェックしてみましょう！

自転車を利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合など、相手の生命または身体の損害を補償できる保険（自転車損害賠償保険）に加入していますか？
※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。



事故による損害を補償する自転車損害賠償責任保険等の種類一覧

自転車保険にはさまざまな種類があります。保険代理店や最寄りの自転車販売店に問い合わせましょう。

保険の種類	概要	事故の相手		自分
		生命・身体	財産	生命・身体
自転車保険 ※保険会社や保険の種類によるが、個人賠償責任保険と損害賠償がセットになったものが多い	各損害保険代理店、自転車保険の取り扱いがある銀行の窓口、インターネットや通信販売、一部のコンビニなど	○	○	○
TSマーク付帯保険	自転車安全整備店で購入または整備を行い、合格した自転車に付与されるもの（保証期間は1年） 	○	×	○
個人賠償責任保険	自動車保険の特約、火災保険の特約、傷害保険の特約	○	○	×
傷害保険		×	×	○
団体保険	会社などの団体保険、PTAや学校が窓口となる保険	保険会社や保険の種類による		
共済	全労済、県民共済の特約など			
カードの付帯保険	各カード会社の保険			

自転車安全教育指導員について

根拠：広島県自転車安全教育推進委員会の設置及び運営要綱
広島県自転車安全教育指導員等の講習の実施及び認定登録要綱

○ 「広島県自転車安全教育推進委員会」について

- ・ 設置 昭和53年4月1日
- ・ 組織 広島県環境県民局，広島県警察本部交通部，広島県教育委員会，広島市道路交通局，広島市教育委員会，広島県PTA連合会，広島県自転車協同組合，広島県老人クラブ連合会，広島市老人クラブ連合会，広島県交通安全母の会，広島県交通安全協会（地区協会含む）
- ・ 目的 自転車による交通事故の防止，道路交通の安全と円滑に寄与
〔 自転車の安全対策の検討
自転車利用者に対する安全教育の推進・普及 〕
- ・ 事業 自転車安全教育指導員の養成に関すること 他
- ・ 事務局 公益財団法人広島県交通安全協会

○ 指導員の認定登録について

本日講習を受講された方に「修了証」を交付します。

後日，自転車安全教育指導員名簿に認定登録され，「認定証」と「指導員バッジ」が交付されます。

○ 指導員の責務について

- ・ 警察署，地区交通安全協会と連携し，自転車安全教育のリーダーとして各地域において指導していただくことになります。
- ・ その際には，指導員バッジを着用してください
- ・ 住所が変更になった場合等には，各地区協会を通じ県委員会（広島県交通安全協会事務局）に報告してください。

○ 指導員としての登録の有効期限について

- ・ 有効期限5年
- ・ 引き続き自転車の教育活動に協力していただける方は，更新手続きにより指導員として再登録が可能です。

○ 登録の取り消し等について

- ・ 悪質な交通違反，その他指導員としてふさわしくない行為があった時
- ・ 過去5年間全く活動実態がない場合 など

☆ 取り消しを受けた場合は，「認定証」「指導員バッジ」を返納してください。

「令和2年度第1回自転車安全教育指導員講習会」日程表

時 間	課 目	講師・担当者(敬称略)
13:00~13:05 (5)	○ 開会式 あいさつ	広島県交通安全協会 安全事業部長 横山 義政
13:05~13:10 (5)	○ 日程説明	広島県交通安全協会 安全活動推進課 中原 司
	【講義】	
13:10~13:30 (20)	○ 県内の交通事故の情勢等	広島県警察本部交通部 交通企画課課長補佐 吉田真太郎
13:30~14:00 (30)	○ 自転車の安全利用	広島県交通安全協会 安全事業部長 横山 義政
14:00~14:10 (10)	～ 休憩 ～	
14:10~14:40 (30)	○ 自転車の仕組みと点検整備要領	広島県自転車協同組合 講師 安原 直樹
14:40~15:20 (40)	○ 自転車事故と責任	日本損害保険協会中国支部 講師 国好 雅夫
15:20~15:30 (10)	～ 休憩(移動)～	
	【実技・見学】	
15:30~16:40 (70)	○ 自転車事故の特徴と指導のポイント(実演・見学)	広島県警察本部交通部 交通企画課担当者
	○ 正しい乗り方(法規履行走行, 危険な運転体験)	
16:40~16:50 (10)	○ 閉会式 ・修了証交付 ・あいさつ	広島県交通安全協会 安全事業部長 横山 義政 広島県交通安全対策室 室長補佐 深海 清